

令和3年度第2回宮城県私立学校審議会 本審議会議事録

1 日 時 令和4年2月25日（金）午後1時15分から午後3時まで

2 会 場 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席者

(1) 出席委員 伊藤 宣子，加藤 雄彦，片倉 ゆかり，俣野 聖一，小川 せつ子，
三塚 薫，根來 興宣，菅原 一博，鈴木 一樹，阿部 春美，
菅原 通悦

(委員14人中，11人出席)

(2) 欠席委員 後藤 武俊，佐藤 哲也，後藤 篤

4 議題

(1) 調査審議事項について

- ①幼稚園の廃止について（美田園わかば幼稚園）
- ②幼稚園の廃止について（みやの森幼稚園）
- ③幼稚園の廃止について（幼稚園型認定こども園若柳よしの幼稚園）
- ④幼稚園の廃止について（日和幼稚園）
- ⑤学校法人の解散について（学校法人長谷川学院）
- ⑥幼稚園の廃止について（石森幼稚園）
- ⑦学校法人の解散について（学校法人安永寺学園）
- ⑧学校法人の解散について（学校法人宮城あけぼの学園）
- ⑨広域通信制高等学校の収容定員に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）
- ⑩高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）
- ⑪高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）
- ⑫高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）
- ⑬専修学校の廃止について（文理ランドスケープ園芸専門学校）
- ⑭各種学校の設置について（（仮称）理知の杜日本語学校仙台校）

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨，報告があった。

伊藤会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は，議事録署名人として加藤委員と根來委員を指名した。

(1) 調査審議事項について

- ①幼稚園の廃止について（美田園わかば幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑なく、審議会として了承される。

②幼稚園の廃止について（みやの森幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑なく、審議会として了承される。

③幼稚園の廃止について（幼稚園型認定こども園若柳よしの幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

（小川委員）

今回の廃止には直接関係ないかもしれませんが、現況の教職員の体制のところは園長1人、副園長1人、教員18人、他16人とありますが、若柳よしの幼稚園は、私どもの幼稚園と同じぐらいの規模なんです。他の16人っていうのはどのような任務についているのかをお聞かせいただきたいです。私立の幼稚園では考えられない数かなと思うんですが。

（伊藤会長）

お願いいたします。

（事務局）

他の16人というのは、例えば、教育補助ですとか、あと運転手、事務職員と言った人数も含めておりますので、基本的には教員16人に、補助的なところが、16人の内訳の中に入っているとお考えいただいでよろしいかと思ます。

（伊藤会長）

小川委員、よろしゅうございますか。

（小川委員）

はい。ありがとうございます。

（伊藤会長）

他に、先生方いかがでございますでしょうか。

それでは、ご意見がなければ、本案件についてお諮りいたします。幼稚園型認定こども園若柳よしの幼稚園の廃止について、了承することとし、本件について適当とする旨、答申することを決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

(伊藤会長)

ありがとうございます。

それでは本件につきまして、異議がないものと認め、答申することといたします。

④幼稚園の廃止について（日和幼稚園）

⑤学校法人の解散について（学校法人長谷川学院）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

⑥幼稚園の廃止について（石森幼稚園）

⑦学校法人の解散について（学校法人安永寺学園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

⑧学校法人の解散について（学校法人宮城あけぼの学園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

⑨広域通信制高等学校の収容定員に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

(伊藤会長)

本件につきましては、小学校・中学校・高等学校部会に調査審議をお願いしていただいたので、その結果について、加藤部会長からご報告お願いいたします。

(加藤委員)

この件につきましては、令和3年12月23日に開催されました小中高部会で、調査審議した結果、附帯意見を付して本計画を了承したことを報告させていただきたいと思ます。よろしくお願いたします。

(伊藤会長)

ありがとうございました。それでは事務局からご説明いただきますが、本件につきましては、令和4年1月21日に後藤武俊委員と事務局とで現地確認を行っております。本日、後藤武俊委員は欠席されておりますので、事前に御報告いただいた現地確認の状況についても、あわせて事務局から御説明お願いいたします。

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

これまでの事務局の説明，加藤部会長からの御報告及び現地確認の報告を受けまして，御質問，御意見等があればお願いいたします。

それでは根來委員，お願いいたします。

(根來委員)

スクールソーシャルワーカーの件でお尋ねいたします。現在の生徒数のおよそ倍の定員を求めていることになるわけなんですけれども，報告書の中では，スクールソーシャルワーカーの人材の確保のあり方が伺えたというふうには書いてあるんですが，実際，今まで3,000人弱で5件程度だったから，倍になって。これが100人，200人増えるのであれば，参考になる案件の数だと思うんですが，倍となると，参考にはならない数字だと思うんですね。で，学園の方でそれを踏まえて，その人材確保のあり方というところの説明があったらと思うので，そこをちょっと教えていただきたいなと思います。

(伊藤会長)

それでは事務局，よろしくお願いいたします。

(事務局)

スクールソーシャルワーカーの件で御意見をいただきありがとうございます。実は飛鳥未来さずな高等学校につきましては，今現在はスクールソーシャルワーカーを配置していないような状態にあります。また，スクールカウンセラーにつきましても，本校への配置は行っていたものの，各キャンパスの配置は行っていないような状態でした。なので，今回生徒数を増やすということで，そちらを見直し，各キャンパスにスクールカウンセラーを配置する。また，スクールソーシャルワーカーを，本校に1名ということではありますが，こちらに1名配置して，教育体制の充実を図っていくというお話でした。しかし，こちらも決して，そのまま1名を配置したことによってそのままやっていくというわけではなくて，その都度，体制の見直しを行いまして，それでは体制が不十分だということになりましたら，適宜，増員であったりとか，加配といった形で対応していくといった回答がありました。

(根來委員)

その増員の定義なんですけど，何かそういったものは学園として定義をお持ちなんですか。

(事務局)

どのような状況になりましたら増員するといった，そこまではこちらでは確認を行っていない状態です。

(根來委員)

何かそういう定義っていうものを持たなくても大丈夫なんでしょうか。要するに、300人とか500人の定員の話ではないわけなので、これだけの生徒数の学校を抱える学園になってきますので、何かそういう定義はなくても、生徒さんの安全というか、そういったものを確保することが可能なかどうか。確か法律にはなかったと記憶してるんですが、ただその、一校一校の数でいうと、そんなに大きな人数ではないところもあるようなんですが、実際に発生して対応するっていうことだけでいいのか、それともこの人数に対してこのぐらいは設置した方が、理想だという説明があるのか。その辺をちょっと教えていただきたいんですけど。

(伊藤会長)

それでは事務局、いかがでございましょうか。

(事務局)

今いただいた御意見のところですけども、やはり今まで設置していなかったところに配置するということでは、どこで必要十分なのかというところは、なかなか今の時点で法人の方でも掴みきれていないところは一方ではあろうかと思っておりますので、先ほど説明で申し上げましたけれども、年1回実施している実態調査であるとか、場合によっては逐次、学校とヒアリング等を行いまして、状況を伺いながら、必要に応じて審議会の場でも御説明させていただけるような状況を作られればと思っておりました。

(伊藤会長)

根來委員、よろしゅうございますか。他に御意見、御質問ございませんか。

確かにここ3年ぐらいは、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが大変多忙をきわめているなというところを、現場でも感じております。これからの時代、どうなるんだろうということもございます。ここは、現実、現状に合わせた形で、どうぞこの子供たちへの寄り添い教育、この辺のところはお願いするという形になるのでしょうかね。

それでは、飛鳥未来きずな高等学校の収容定員に係る学則の変更について、了承することとして、本件について適当とする旨答申すること、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(伊藤会長)

ありがとうございます。それでは本件につきましては、異議がないものと認め、答申することといたします。

⑩高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

加藤委員，お願いいたします。

(加藤委員)

私，専門学校の建物の設置基準というのはちょっと不明なので，むしろ教えていただきたいんですけども。高等学校の場合は，建物を建築する場合は，建築基準法で高等学校としてのいわゆる最高面積の確保であるとか，或いは安全配慮義務ということで，転落防止を含めて，或いは万が一窓が壊れたときでも，スクールテンパって一つ業者の名前かもしれないませんが，ガラスがビー玉のようになって鋭角に割れないようにするとか，色々な配慮をしていかなきゃいけないと。そしてまた今，24時間換気ということも基準法の中に含まれてきましたので，そういう様々な高等学校の設置や建築に関する基準に基づいて，高等学校では建築をやっているんですけども。

学校のスクーリング，対面授業する場所ですね。飛鳥未来きずな高等学校さんの，対面授業をやるところについては，これは専門学校の建物が主たる場所になっているわけですね。もちろん専門学校の建物を使うことについては法的に差し支えないというふうに思いますけれども，しかし今，文科省の方が，高等学校の広域通信制課程のあり方ということで，様々な検討をしているわけです。そういう中であって，特に定員も倍増しているという状況の中で，もちろん毎日通学してきて対面授業を受けることはないからということかもしれないけれども，しかし使用する頻度ということについては，単純に考えれば，倍近くなるはずなんです。そういう状況の中で，そういう建物，24時間換気であるとか，或いはそういう万が一，大勢の生徒が通学してきて，そしてその専門学校の建物で，自分の学校かもしれないませんが，万が一，破損して，たまたま下に誰かが歩いてて，物の破片が落ちてくるとか，様々なことが。オフィスビルのように見えるので，非常にその点が，ちょっと大丈夫なのかなという不安があるんですけど，この辺のことについて，どういうふうに事務局の方ではお考えでしょうか。

もちろん，先ほど言いましたように，高等学校の設置基準と専門学校の設置基準は違うと思いますので，違うからいいんじゃないですかと言われればそれまでかもしれませんが，しかし実態としては，高等学校の課程を学ぶ生徒たちが来ているという点では，高校の建築基準というのもありますので，どの程度守られてるのかなというのが，勉強のために教えていただきたいなとこんなふうに思っております。以上です。

(伊藤会長)

それでは事務局の方でお答えいただけますでしょうか。建物の中で生活する子供たちの安全安心の保障ということでしょうかね。

(事務局)

その点についてはそもそも審査基準，審査事項の中にはなく，先ほど加藤委員もおっしゃいましたけども，基本的にはその専門学校の建物を使うということに対しては，法的なものもないという状況がありましたので，今すぐお答えできないのが現状でございます。今後，学校法人の方にも確認させていただきながら，どこかのタイミングで御報告させて

いただければなと思いますが、よろしいでしょうか。

(加藤委員)

当該法人さんだけでなく、できれば文科省が今策定しつつあると思うんですけども、ソフトの問題だけでなく、こういうハードの問題についても、どのようにして考えていくのかということですね。そういうことが、どこの商業テナントビルでもいいじゃないですかと言えばそうなんですかということかもしれませんけど、それで果たして、高等学校として手を出すのかという話になってくると、ちょっとそこはまた違った議論とか出てくんじゃないかなと思いますので、もしお時間がありましたら、国の方にも問い合わせさせていただけるとありがたいなと思います。またそうやって勉強させていきたいなと、お願い申し上げます。以上です。

(事務局)

文科省の動きはこちらでも逐次、確認をさせていただいているところではありますので、通信制の話は、まさに国でも今検討されているというのはこちらでも承知しておりますので、必要に応じて、情報提供させていただければと思います。

(伊藤会長)

この件については、また事務局の方で対応しつつ、いつかの機会にお答えを教えてくださいというふうに思います。よろしく願いいたします。

他、質問等ございませんでしょうか。それでは、御意見がなければ、お諮りいたします。飛鳥未来きずな高等学校の学則の変更について、了承することとし、本件について適当とする旨、答申すること、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(伊藤会長)

ありがとうございます。それでは本件につきましては、異議がないものと認め、答申することといたします。一つ、事務局の方をお願いした件、よろしく願いいたします。

⑪高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ありがとうございました。

それではどうぞ、お願いいたします。加藤委員です。

(加藤委員)

教えていただきたいんですが、これは改正前の話なので過去形になってしまうかもしれ

ませんが、教職員組織の中で、24条ですけども、教諭4名以上ということであって、その中に括弧して、準専任、助教諭、専任講師、嘱託を含むとあったんですけども、これが新学則では教諭が4名以上。そのほかに、この助教諭というのが入ってるわけです。この助教諭のところについては明確な人数が示されてないんですが、これは法人としては意図があるんでしょうか。今までは4名以上という中に含まれていたわけですが、それがなくなったということについて、教えていただけたらありがたい。

(伊藤会長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

こちらについては明確な人数を定めることなく、適宜この者について採用していくといった形で、あえて人数を示していないということで確認をしておりました。

(加藤委員)

この助教諭というのは、教諭を助けるというふうにそのまま漢字としては読めるんですけど、教員免許状は、本免許状とは異なる教科を、免許を持ってないんだけど、状況によって、資格で授業のご指導をなさるといふ。教諭を助けながら指導していく場合、サポート的な役目だという理解でよろしいんでしょうか。

(事務局)

そのような理解でよろしいかと思われます。助教諭につきましては教員免許状の非所持者となるということで、法人に対して確認をしておりました。

(加藤委員)

そうすると、教員免許状を有しなくてもできるということが助教諭の範囲に含まれてるということですね、今の話だと。

(事務局)

いわゆるTⅡといいますか、そのような形のものをここに含めるということでお話を伺っておりました。

(加藤委員)

そのためにあえて人数を書いてないということですね、必要がある時にお願いすると。ありがとうございます。

(伊藤会長)

他にいかがでしょうか。

第19条の在学年限を超えて除籍となった者が再入学を希望する場合、これは除籍になってからの間の年数は、限定はないということでしょうか。除籍になったから、再度入学

を希望する，例えば5年経とうが10年経とうがいいということなんでしょうか。

(事務局)

その間の年数について詳しいところを確認しているような状況ではございませんでした。事務局で改めて確認したいと思います。

(伊藤会長)

ありがとうございます。他の先生方，御質問ございませんか。

それでは，一部，事務局の方から後程教えていただくということでしょうけれども，ただいまの説明，仙台白百合学園高等学校の学則変更について，了承することとし，本件について適当とする旨答申することを決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(伊藤会長)

ありがとうございます。それでは，これについては，答申とすることといたします。

⑫高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

利害関係人である加藤委員が退席した後に，事務局から資料により一括で説明を行った。特に質疑なく，審議会として了承される。

⑬専修学校の廃止について（文理ランドスケープ園芸専門学校）

加藤委員が席に戻った後，事務局から資料により説明を行った。特に質疑なく，審議会として了承される。

⑭各種学校の設置について（（仮称）理知の杜日本語学校仙台校）

(鈴木委員)

この件につきましては，令和3年3月16日に開催されました部会で調査審議した結果，本計画を了承したことを報告いたします。

(伊藤会長)

鈴木部会長様，ありがとうございました。それでは，事務局から説明願います。

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

事務局，御説明ありがとうございました。これまでの事務局の説明，それから部会長

からのご報告、現地の確認報告を受けました。御質問、御意見あれば、お願い申し上げます。

(菅原通悦委員)

先ほど事務局の方から説明ございました通り、昨年、現地調査をやったわけですが、それと大きく変わっているのが寄宿舍の件ですよね。その時には、アパートの斡旋を考えていますという説明でしたけれども、今回、自前の寄宿舍ということですね。それで、この寄宿舍の利用の仕方について、寄宿舍ですから、おそらく学則がどうのこうのという話ではないのかもしれませんが、どういう利用のさせ方をしようとしているのか。距離が6分ほどですか。川内のようなですからそれくらいで通学できるんでしょうけれども。例えば利用料等々、或いは規則とか、何かそういったところはもうでき上がっているんだろうと思うんですけども、もしもお聞きであれば、前回の現地調査と大きく変わった点ということで、教えていただければなと思います。1点お願いいたします。

(事務局)

今おっしゃられた中で、利用料というのがあったんですけども、基本的には学則で定める納付金を支払っていらっしゃいましたら、追加の費用等は支払わずに、こちらの寄宿舍が生徒は利用可能ということでした。規則については、現時点で確認はしておりませんでした。実際に生徒が入ってきてから、いろいろと問題もわかると思うんですが、そちらの規則があるかどうかについても、後程確認をさせていただきたいと思います。そして生徒は、この寄宿舍から徒歩で通学することを基本的に想定してございまして、徒歩約6分となっております。そして希望する生徒は、学校が購入した自転車の貸与を受けることができることとなっております。ただ、寄宿舍には自転車を置くスペースがないので、校舎の地下に自転車を保管して、生徒はアルバイトであったり、校外学習の際に、この自転車を使用して活用すると思われまます。

それ以外ですと、計画段階ではアパート借り上げだったというところで、今回、寄宿舍を購入することになったその理由についても確認していたんですけども、もともと寄宿舍を自前で設置したいと考えていたところ、条件の良い物件が見当たらなかったのので、アパート借り上げで対応しようと考えていたということだったんですが、部会の承認後に、寄宿舍として条件の良い物件が売りに出されたということで、取得をして、寄宿舍として整備をしたということになっております。

その他何か確認したいことなどありましたら、お願いいたします。

(伊藤会長)

事務局からの説明でよかったでしょうか。

(菅原通悦委員)

寄宿舍の利用料を別途徴収することはないということでしょうか。

(事務局)

そうですね。そちらについては、法人側に確認をしております。

(伊藤会長)

ありがとうございました。他に御質問等ございませんでしょうか。

それでは、御質問、御意見と、もう終わったと思いますが、本件について、異議がないものと認め、答申することといたします。よろしゅうございましょうか。

(異議なしの声)

(伊藤会長)

ありがとうございました。このコロナ禍の中で、ここで学ぶ学生さんたちが多くなることは、仙台、宮城県にとっても必要なことだろうと。希望しながら、ということでございますでしょうか。

それでは、本件について、異議がないものと認め、答申することといたします。

調査審議事項は以上となります。ここで進行を事務局にお返し申し上げます。本日、円滑な議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(事務局)

皆さん大変長い時間ありがとうございました。

最後に、次第(3)その他ですが、何か御意見御質問ございましたでしょうか。

ございませんようでしたら、今後の審議会の開催予定について簡単にご説明させていただきます。来週、小中高部会を開催させていただきますので、委員の皆様は御出席よろしく申し上げます。

その他の議事は、年度末ということもありまして、来年度以降に案件がありましたらお諮りして進めていく形になろうかなと思います。その際はまたどうぞよろしく願いいたします。

以上で終了でございます。本日は大変ありがとうございました。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

氏名 _____ 印